

青森県報

第四百四十二号

令和四年
四月一日
(金曜日)

目次

告 示

- 包括外部監査契約の締結……………(行政経営課) ……一
- 障害者の雇用の促進等に関する法律第二十八条に規定する業務を行う者の指定……………(労政・能力開発発課) ……一
- 三内丸山遺跡センターの特別の展示の観覧の場合の使用料の額……………(文教・文化課) ……二

公 告

- 主要農作物奨励品種の指定……………(農産園芸課) ……二
- 主要農作物奨励品種の指定の取消し……………(同) ……三
- 出先機関
- 自動車税証紙代金収納取扱人及び証紙代金収納計器の取扱場所の指定……………(東青地域県民局) ……三

議 会

- 青森県議会議事事務局処務規程の一部を改正する訓令……………(総務課) ……四

告 示

示

青森県告示第二百七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定

により令和四年度に係る包括外部監査契約を締結したので、同条第六項の規定により次のとおり告示する。

令和四年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 包括外部監査契約の期間の始期

令和四年四月一日

二 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所

鳩 健二

八戸市長根二丁目七の一四

三 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用

1 額の算定方法

基本費用の額に執務費用及び実費の額を合算する。

2 支払方法

費用の一部について概算払をする。

青森県告示第二百八号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二十七条第一項の規定により、次のとおり同法第二十八条に規定する業務を行う者を指定したので、同法第二十七条第二項の規定により公示する。

令和四年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	住所	事務所の所在地	指定に係る地域	指定年月日
社会福祉法人青森県すこやか福祉事業団	青森市中央三丁目二〇の三〇	東津軽郡平内町大字茂浦字向田二四	青森市、平内町、今別町、蓬田村及び外ヶ浜町の区域	令和四年四月一日

青森県告示第百二十九号

青森県三内丸山遺跡センター条例（平成三十年三月青森県条例第二号）別表第一号の規定に基づき、三内丸山遺跡センターの特別の展示の観覧の場合の使用料の額を次のとおり定める。

令和四年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

特別展 「縄文マジック」の 観覧		世界遺産登録 「北海道・ 北東北の 縄文遺跡 の観覧」	
個人		個人	
団体（二十人以上のものに限る。）		団体（二十人以上のものに限る。）	
一般	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	一般	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生
金額（一回につき）	四百五十円	金額（一回につき）	四百五十円
一般	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	一般	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生
金額（一回につき）	九百円	金額（一回につき）	九百円
一般	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	一般	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生
金額（一回につき）	三百六十円	金額（一回につき）	三百六十円
一般	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生	一般	高等学校生徒、中等教育学校後期課程生徒及び学生
金額（一回につき）	七百二十円	金額（一回につき）	七百二十円

公 告

主要農作物奨励品種の指定

青森県主要農作物奨励品種規程（昭和六十年四月青森県告示第百九十一号）第三

条第一項の規定により主要農作物の奨励品種を指定したので、同規程第四条第一項の規定により次のとおり公告する。

令和四年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 種類の名称 水稲
- 二 品種の名称 「はれわたり」
- 三 品種の来歴

「はれわたり」（青系一九六号）は、「青系一六九号」を母、「青系一七〇号」を父とした交雑後代から育成された。平成二十一年に地方独立行政法人青森県産業技術センター農林総合研究所において、人工交配を行い、同年冬期間に雑種第一代を、翌平成二十二年には雑種第二代から雑種第三代を温室で栽培した。平成二十三年に雑種第四代で個体選抜を行い、平成二十四年（雑種第五代）以降は系統栽培により選抜と固定を図ってきた。平成二十五年に雑種第六代で生産力検定予備試験並びに特性検定試験に供試し、平成二十六年に「黒二五二二」の系統名で生産力検定試験並びに系統適応性検定試験、特性検定試験に供試した結果、有望と認められたので、「青系一九六号」の地方系統名を付し、平成二十七年からあおり米優良品種選定試験に供試し、県内における優良性および地域適応性を検定してきた。令和三年度で雑種第十四代である。

四 品種の特性の概要

1 形態的特性

- (一) 移植時の苗長は「まっしぐら」よりやや短く、葉色は「まっしぐら」よりやや濃い。
- (二) 生育初期の草丈は「まっしぐら」よりやや短く、茎数は「まっしぐら」並で、葉色は「まっしぐら」よりやや濃い。
- (三) 稈長は「まっしぐら」よりやや長く「つがるロマン」並で、穂長は両品種よりやや短く、穂数は両品種並である。
- (四) 稈は「つがるロマン」よりやや太く「まっしぐら」並で、耐倒伏性は「つがるロマン」より一ランク強い「やや強」である。
- (五) 着粒密度は「まっしぐら」、「つがるロマン」並の「やや密」である。芒の長短は「まっしぐら」並からやや長い「短」で、芒の多少は「まっしぐら」よ

りやや多い「中」である。ふ先色は両品種と同じ「白」である。

2 生態的特性

- (一) 出穂期は「まっしぐら」より一日程度遅く、成熟期は「まっしぐら」並で、早晩性は「まっしぐら」並の「中生の早」に属する梗種である。
- (二) 障害型耐冷性は「まっしぐら」、「つがるロマン」より一ランク強い「強」である。

(三) いもち病抵抗性は、葉いもちが「まっしぐら」並の「強」、穂いもちが「まっしぐら」より二ランク強い「極強」である。

(四) 穂発芽性は「まっしぐら」より一ランク発芽しにくい「極難」である。

(五) 玄米収量は「まっしぐら」、「つがるロマン」並かやや少ない。

3 品質・食味特性

(一) 玄米千粒重は「まっしぐら」、「つがるロマン」並である。

(二) 玄米品質は「まっしぐら」より優り「つがるロマン」並の「上中」で、胴割粒の発生は両品種より明らかに少ない。

(三) 玄米タンパク質含有率は「まっしぐら」、「つがるロマン」並で、白米アミロース含有率は両品種より低く、味度は両品種並である。

(四) 飯米は「まっしぐら」、「つがるロマン」より軟らかく粘りがあり、食味は両品種より優る。

4 栽培適地

津軽中央地帯、津軽西北地帯、県南内陸地帯、県南中央・津軽半島中部地帯

5 栽培上の留意点

(一) 催芽は種籾の半分以上がハト胸状態になるまで確実に行う。

(二) 健苗育成と適期田植えで初期生育を確保する。

(三) 追肥は幼穂形成期における栄養診断基準に基づき行い、減数分裂期までに終える。

(四) 障害型耐冷性は「強」であるが、幼穂形成期以降の低温時は深水管理を行い幼穂を保温する。

五 指定の理由

「はれわたり」は、「まっしぐら」、「つがるロマン」に比べ食味が優れ、耐冷性、いもち病抵抗性が強く栽培特性が優れているほか、高温時の胴割粒発生割合が少なく、米卸業者等を対象に行った市場調査の結果も良好であることから、奨励品種に指定することにより、県産米の安定生産と競争力強化に資する。

主要農作物奨励品種の指定の取消し

青森県主要農作物奨励品種規程（昭和六十年四月青森県告示第二百九十一号）第三条第二項の規定により主要農作物の奨励品種の指定を取り消したので、同規程第四条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和四年四月一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 種類の名称 大豆

二 品種の名称 「スズカリ」

三 指定の取消しの理由

近年作付けがなく、今後の作付けも見込まれないため。

二 種類の名称 大豆

三 指定の取消しの理由 「ワセズナリ」

近年作付けがなく、今後の作付けも見込まれないため。

出 先 機 関

東青地域県民局告示第一号

青森県県税条例（昭和二十九年五月青森県条例第三十六号）第三十条第一項の規定により自動車税証紙代金収納取扱人及び証紙代金収納計器の取扱場所を指定したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

令和四年四月一日

東青地域県民局長 下井田 幸 喜

一 自動車税証紙代金収納取扱人の住所及び名称

1 住所

青森市奥野一丁目二の三

2 名称

一般社団法人青森県自動車会議所

二 証紙代金収納計器の取扱場所

青森市大字浜田字豊田一三九の二一

青森県交通会館内

青森市大字浜田字豊田一二九の二三

青森県軽自動車会館内

八戸市桔梗野工業団地二丁目一二の六六

八戸自動車会館内

八戸市北インター工業団地一丁目九の一

八戸軽自動車会館内

議 会

青森県議会訓令第一号

議会事務局職員一般

青森県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年四月一日

青森県議会議長 三 橋 一 三

青森県議会事務局処務規程の一部を改正する訓令

青森県議会事務局処務規程（昭和四十七年三月青森県議会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、当該文書が第一号又は第二号に掲げる文書であるときは公印及び契印の押印を、第三号から第五号までに掲げる文書であるときは契印の押印を省略することができる。

一 軽易な文書

二 国又は他の地方公共団体に対して発する文書であつて、国又は当該他の地方公

共団体が公印の押印を要しないと認めたもの

三 契約書、感謝状、書簡等の一般文書

四 電子計算組織の利用に係る文書

五 公印の印刷刷込文書

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円